

公益社団法人日本滑空協会

日本滑空記章（A 章～銅章）試験ガイドライン

1. ガイドラインの目的

このガイドラインは、公益社団法人日本滑空協会（以下、「本協会」という。）記則第 001 号日本滑空記章（A 章～銅章）規程細則第 3. 5 条に基づき、日本滑空記章（A 章～銅章）試験内容を補足的に説明しています。ガイドラインは、試験員及び受験者が試験内容への理解を深め、共通の認識を持ち、以って安全かつ円滑適切に試験が実施されることを目的とします。

2. 日本滑空記章（A 章～銅章）試験内容の全体構成

ガイドラインは記則第 001 号日本滑空記章（A 章～銅章）規程細則（以下、「規程細則」という。）の大幅改定（2025 年 7 月）に伴い、新設されました。改定された（新）規程細則の全体理解のため、以下項目を基に整理した規程細則の概要を別表第 1 に示しています。参考として、（旧）規程細則の概要を別表第 2 に示します。

- 記章名称
- 試験名称
- 飛行実績
- 認定する旋回技量
- 認定する着陸技量
- 試験員が認定する技量および確認する知識

3. 各試験に対する基本的な考え方

- （1）受験生の技量認定においては、1 回の飛行試験のみで判断するのではなく、試験員が総合的に判断してください。
- （2）飛行試験においては、試験員は受験者生に対して、特に指定地や制限地内の着陸を目指すことを強調し、受験生に心的ストレス等を過度に与えるようなことをしないように留意してください。

4. A 章試験のガイドライン

- ① A 章「単独飛行試験」では単独飛行を要件とし、インストラクターによって管理された環境・条件下で単独飛行ができる技量を認定します。
- ② 規程細則 3. 1 A 章試験（2）工の緊急時の処置とは、航空機およびウインチ曳航における索切れやエンジントラブル等の曳航中の不具合に係る処置となります。

- ③ 規程細則 3. 1 A 章試験（3）ウの進入・着陸に拘わる技量認定では、指定地への着陸を合否基準として拘るのではなく、安定した進入により安全で正しい姿勢で接地・地上滑走・停止ができることの確認を重要視してください。
- ④ 規程細則 3. 1 A 章試験（3）ウの指定された着陸帯は、滑空記章試験員が任意に指定することができます。
- ⑤ 初単独飛行の実施は、単独飛行に係る安全基準（滑空機）：空乗第 2 1 0 3 号を遵守してください。

5. B 章試験のガイドライン

- ① B 章認定試験では、上昇気流のある条件下で 30 分の滞空を目指す C 章トライに出られる技量を認定します。
- ② 前項①の技量とは、滑翔飛行ができるような環境・条件下および滞空中の気象条件の変化等も含めて、相当程度自己の判断により単独飛行を安全に行える技量となります。
- ③ 単座機（B 章では練習用単座機）への移行レベルとして、一つの目安・基準として単独飛行回数 10 回程度が各滑空団体での平均的な実績値です。
- ④ 単座機への移行を判断する単独飛行回数・飛行時間は、各滑空場・団体ごとの個別の条件・事情により、試験員の総合的判断で設定されるものであり、規程細則には含めていません。
- ⑤ 移行する単座機の機種として、ASK23、SZD-51-1 JUNIOR、PW-5、G102 等が現在の各滑空団体が運航する代表的な単座機といえます。
- ⑥ 左右 720 度連続旋回飛行試験は必要に応じて複数回の試験で技量認定をしてください。
- ⑦ バンク角の変化の程度と旋回停止時の針路の変化の範囲は試験員の裁量により技量認定をしてください。
- ⑧ 規程細則 3. 2 B 章試験（2）ウの指定された着陸帯は、滑空記章試験員が任意に指定することができます。
- ⑨ 指定地への着陸は、指定地内に接地できたかを重要視（合否判断）するのではなく、規程細則 3. 2 B 章試験（2）ウの要求事項を実施できる技量が安定しているかの技量認定をしてください。
- ⑩ 練習用単座機を運航していない団体では、受験生の単独飛行の技量が毎回安定しているかに重点を置き、連続旋回、着陸を含めて総合的に B 章認定を判断してください。

6. C 章試験のガイドライン

- ① 「30 分滞空飛行」に関しては、B 章レベルの練習生でも良好な上昇気流条件があれば、

30 分以上の滞空は簡単に達成できることがあります。然しながら、C 章の判定は規程細則 3. 3 C 章試験（2）力の指定地着陸を安定して実施できる技量を見極めて、認定することを遵守してください。即ち、30 分飛んだから C 章ではないことを受験生に説明し、正しく認識してもらうことが必要です。

- ② 規程細則 3. 3 C 章試験（2）オの損失高度（離脱高度と着陸地点の高度の差）の救済規程は、以前の規程では損失高度 600m 以下とされていましたが、離脱高度がこれを超えた場合の救済規程を設け、30m（切り上げ）ごとに 1 分延長（沈下率-0.5m/s 相当）とします（銅章も同じ）。米国 SSA の基準では 2,000ft を超える 100ft ごとに 1.5 分延長となっているますが、ウインチ曳航主体の日本の実情を踏まえて上記の値としています。
- ③ 左右 720 度連続急旋回飛行試験は必要に応じて複数回の試験で技量認定をしてください。
- ④ 多くのインストラクターの意見として、指定地着陸を含む自家用実地試験合格の技量レベルは C 章と銅章の間を想定できるとしています。
- ⑤ そこで、C 章の規程細則には自家用実地試験レベルとなる指定地として幅 5m、長さ 60m を設けています。
- ⑥ 試験員は項目①を C 章受験候補者（30 分滞空を早期に達成できてしまった練習生を含む）に丁寧に説明して、理解してもらい、決して無理・無謀な着陸をすることが無いように指導してください。

7. 銅章試験のガイドライン

- ① 銅章試験で認定する技量は、滑翔技量と制限地内着陸・停止技量であり、確認する知識は野外飛行を行う際に必要となる基礎知識で、単独飛行に係る安全基準「Ⅱ 野外飛行および生地着陸の場合」に示されているものです。
- ② 従来の規程細則は、銅章試験合格により、その後直ぐにクロスカントリー飛行に出られる技量を認定したように解釈される恐れのある表記内容でした。然しながら、今回の規程細則の改定では、この点の改定まで盛り込むことがまだできていません。今後の課題とさせていただきます。以下の項目③の指導を受験生に実施願います。
- ③ 実際のクロスカントリー飛行への移行は、更に複数回の 3 時間、5 時間程度の滞空飛行を重ねた後に、30km や 50km トライのクロスカントリー飛行をインストラクター指導の下、開始することが望ましいといえます。
- ④ 規程細則 3. 4 銅章試験（2）ウの損失高度（離脱高度と着陸地点の高度の差）の救済規程は、以前の規程では損失高度 600m 以下とされていましたが、離脱高度がこれを超えた場合の救済規程を設け、30m（切り上げ）ごとに 1 分延長（沈下率-0.5m/s

相当) とします (C 章も同じ)。米国 SSA の基準では 2000ft を超える 100ft ごとに 1.5 分延長となっているが、ウインチ曳航主体の日本の実情を踏まえて上記の値としています。

- ⑤ 自家用実地試験合格の技量レベルは C 章と銅章の間をイメージするとよい。

8. C 章、銅章において損失高度が 600m を超える場合の救済規程による計算例

(1) 要件

- 滑空時間 = 着陸時刻 - 離脱時刻
- 損失高度 = 離脱高度 - 着陸地点高度
(動力滑空機の場合は動力停止をもって曳航索の離脱と見なす)
- 損失高度が 600m を超えた場合には、600m を超える 30m (切り上げ) 毎に 1 分を加えた滞空時間の飛行を行うことが必要となります。

(2) 計算例-1

- 着陸地点高度 = 30m
- 離脱高度 = 670m
- 損失高度 = $670 - 30 = 640 > 600$
- 600m を超える 30m (切り上げ) 毎に 1 分を加算する高度は、 $640 - 600 = 40\text{m}$
- 加算されるべき滞空時間は、 $40\text{m} \div 30\text{m} = 1.33 \text{ 分} \Rightarrow$ 切り上げて 2 分を加算する。
- 認定に必要な滑空時間は、C 章では 32 分、銅章では 62 分又は 2 時間 2 分となる。

(3) 計算例-2

- 損失高度による時間の延長は、30m を 1m でも超えると 1 分加算となります。
- | | | |
|---|----------|------|
| • | ～600m | +0 分 |
| • | 601～630m | +1 分 |
| • | 631～660m | +2 分 |
| • | 661～690m | +3 分 |

9. ガイドラインの改定

ガイドラインは、環境変化に合わせて必要な変更、改訂を適宜適切に行います。改訂内容は日本滑空協会インストラクター委員会に諮り、決定します。

別表第 1 : 2025 年 7 月改定の (新) 滑空記章規程細則の概要

別表第 2 : 改定前の (旧) 滑空記章規程細則の概要

別表第 1：2025 年 7 月改定の（新）滑空記章規程細則の概要

記章	試験名称	飛行実績	認定する 旋回技量	認定する 着陸技量	日本滑空記章試験員が認定する技量および確認する知識
A 章	単独飛行 試験	単独飛行	—	滑走路内に安全 に着陸すること	- 単独飛行に必要な知識を有することの確認。 - 単独飛行の技量を有することを認定。 - 飛行をすべて安全に行い、滑空場内に安全に着陸する技量を認定。
B 章	単座機 移行試験	単座機移行 又は 複座機での 同等技量	左右 720 度バンク 30 度以上の安定した 連続旋回と 見張り技量	安全で安定 した着陸技量	- 単座機に搭乗でき、C 章トライに出られる安定した技量を認定。 - 左右 720 度バンク 30 度以上での安定した連続旋回の技量を認定。 - 連続旋回時に遷移する機種方位を正しく把握し、意図した旋回停止目標に正確に旋回を停止できる技量を認定。 - 連続旋回中の適切な見張りの技量を認定。 - 適切なパスによる進入と安全で正しい姿勢による着陸が安定してできる技量を認定。
C 章	滞空技量 試験	30 分滞空飛行	左右 720 度バンク 45 度の安定した 連続急旋回と 見張り技量	指定地 5×60m への 安全で安定 した着陸技量	30 分以上の滞空飛行の技量を認定。 - 左右 720 度バンク 45 度での安定した連続急旋回の技量を認定。 - 連続旋回時に遷移する機種方位を正しく把握し、意図した旋回停止目標に正確に旋回を停止できる技量を認定。 - 連続急旋回中の見張りの技量を認定。 - 適切なパスによる進入と安全で正しい姿勢による指定地（5×60m）内への着陸とその後の正常な地上滑走と停止ができる技量を認定。
銅章	滑翔技量 試験	2 時間滞空飛行 又は 1 時間×2 回 滞空飛行	—	制限地 50×250m 内への 着陸及び停止技量	2 時間以上の滞空飛行もしくは 1 時間以上の滞空 2 回の技量を認定。 - 野外界着陸を想定した制限地（50×250m）内への着陸および制限地内に停止ができる技量を認定。 - 野外飛行に必要な知識を有することの確認。

別表第 2：改定前の（旧）滑空記章規程細則の概要

記章	試験名称	認定する技量・確認する項目
A 章	単独飛行試験	• 単独飛行に必要な知識を有すること。 • 単独飛行の技量を有すること。 • 飛行を全て安全に行い、所定した場所への着陸をすること。
B 章	旋回飛行試験	• C 章トライに出られる技量の認定。 • 左右 360 度バンク 30 度緩旋回 • 指定地（5m×60m）内への接地。
C 章	滑翔試験 急旋回飛行試験	• 30 分以上の滑翔の技量。 • 左右 1080 度バンク 45 度急旋回 • 指定された区域（50m×250m）内に着陸・停止。
銅章	滑翔試験 野外界着陸試験 学科試験	• 2 時間以上の滑翔もしくは 1 時間以上の滑翔 2 回の技量。 • 野外界飛行に必要な知識を有することの確認。 • 野外界着陸を想定した制限地（50m×250m）内に着陸・停止。 • 野外界飛行のできる技量を有することの確認。

改定履歴

公益社団法人日本滑空協会

令和 7 年 7 月 1 日

制定